

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（505））
2. 日 時：平成29年11月24日 13時30分～18時35分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、角谷安全審査官、田尻安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他13名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、11月7日に提出のあった「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」及び『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』を用いて、「59条 原子炉制御室」、「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等」、「61条 緊急時対策所」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」について、これまでのヒアリングにおける指摘事項への回答として、資料の記載を変更した点等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

#### 【緊急時対策所】

- 緊急時対策所建屋内の災害対策本部室と宿泊・休憩室をまとめて「緊急時対策所内」と定義しているが、基準への適合性を説明する観点から、宿泊・休憩室も含めて「緊急時対策所」と定義するのが適切か再検討すること。
- 緊急時対策所の代替電源設備として、可搬型代替低圧電源車を新たに自主対策設備として位置付けるのであれば、他の自主対策と同様に手順を記載すること。
- プルーム通過の判断基準である指示値急上昇（20mSv/h）の考え方において、プルーム通過後の線量率は、グラウンドシャインガンマ線による寄与が大きく、遮蔽壁で防護されている旨の説明があるが、この説明と判断基準の考え方の関係を整理して記載すること。
- 非常用換気設備運転モードについて、手順の前段に各運転モードの概要説明を記載すること。
- 緊急時対策所換気設備の各運転モードにおいて、緊急時対策所送風機に期待しない場合は系統概略図の修正が必要になるため、必要な修正を行った上で改めて説明すること。

- 電源に関する系統概要図について、本文に記載している重大事故等対処設備については、「他」で略さずにすべて負荷として記載すること。
- 必要な情報の把握及び通信連絡に関する系統概要図について、安全パラメータ表示システム（SPDS）に含まれる装置がどれなのか分かるように記載すること。

#### 【原子炉制御室】

- 自主対策設備であるブローアウトパネルの強制開放装置を使用した手順を「居住性を確保するための手順」の中に追加することを検討すること。
- 中央制御室換気系は、隔離信号の発信により自動的に閉回路循環運転となっているが、自動起動しない場合に手動で起動する手順の追加を検討すること。
- 設備及び手順について、①居住性を確保するものと、②居住性を確保するために放射性物質の濃度を低減するものに分けて記載することを検討すること。分けて記載する場合は、特に、中央制御室換気空調系、原子炉建屋ガス処理系及びブローアウトパネルに関する設備と手順を適切に振り分けること。
- ブローアウトパネル開閉状態表示について、スライド扉の開閉状態の表示も含まれていることが分かるよう記載を見直すこと。

#### 6. その他

提出資料：

- ・なし